

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度) 制度改正のお知らせ

～ご契約者のみなさまへ～

現在、ご契約されております経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)につきましては、平成30年5月23日に公布された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」により、改正されることとなりましたので、お知らせいたします。

- ・ このお知らせや制度改正に関して、必要な手続きはございません。
- ・ このお知らせは、施行前の中小企業倒産防止共済法施行規則(昭和53年通商産業省令第6号)に基づく内容です。
- ・ このお知らせは、平成30年5月末現在のご契約者のみなさまにお送りしています。ご解約済みの場合は行き違いですので何卒ご容赦ください。

(目次)

1. 制度改正の内容①	2
《「でんさい」に関するQ&A》	3
2. 制度改正の内容②	4
3. 実施時期のご案内	4



中小企業と地域振興を
もっとサポート

中小機構



1. 制度改正の内容①

共済事由が追加されます。

「でんさいネットの取引停止処分」および「災害によるでんさいの支払不能」が共済事由(取引先事業者の「倒産」)として追加され、取引先事業者にこれらの事態が生じた場合に、共済金の貸付けが受けられるようになります。

(1-1) 「でんさいネットの取引停止処分」

取引先事業者がでんさいネットの取引停止処分を受けた場合に、共済金の貸付けが受けられます。

(1-2) 「災害によるでんさいの支払不能」

甚大な被害により支払ができなくなった取引先事業者のでんさいを保有する場合に、共済金の貸付けが受けられます。

【共済事由(取引先事業者の「倒産」)】

- ・法的整理(破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始または特別清算開始について、その申立てがなされること。)
- ・手形交換所またはでんさいネットの取引停止処分
- ・私的整理
- ・災害による手形の不渡り
- ・災害によるでんさいの支払不能
- ・特定非常災害による支払不能

※赤字下線は今回の改正による追加

《「でんさい」に関するQ & A》

Q 1 「でんさい」とは何ですか？

「でんさい」とは、株式会社全銀電子債権ネットワーク(「でんさいネット」)が取り扱う電子記録債権です。

電子記録債権とは、資金調達の円滑化を図ることを目的として創設された、手形に代わる新たな金銭債権です。

Q 2 追加された共済事由はいつから適用されますか？

制度改正後に発生した「でんさいネットの取引停止処分」または「災害によるでんさいの支払不能」に適用されます。

Q 3 追加された共済事由で共済金を請求する場合に必要な書類はありますか？

「でんさいネットの取引停止処分」の場合は、「証明書」(様式㊥346)、「災害によるでんさいの支払不能」の場合は、「証明書(災害関係)」(様式㊥347)が必要です。

[参考]

「証明書」(様式㊥346)および「証明書(災害関係)」(様式㊥347)は、ご契約者さまが金融機関を通じてでんさいネットに「証明書発行請求書」を送付することによって、でんさいネットからご契約者さまの登録取扱機関に送付されます。



2. 制度改正の内容②

共済契約の解除の取扱いが緩和されます。

12か月分以上の掛金を滞納した場合は、法令に基づいて共済契約が解除されますが、災害などやむを得ない理由による滞納については、共済契約を継続できるようになります。

3. 実施時期のご案内

制度改正の実施時期につきましては、今秋(平成30年9月～11月頃)が予定されています。実施時期が確定しましたら中小機構のホームページでお知らせいたしますので、お手数をおかけいたしますが、下記の「お問い合わせ先」からホームページにアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

中小機構のホームページでは、「手続き一覧」や「様式一覧」でお手続きや様式の入手方法をご案内しています。

経営セーフティ

検索

または

右のQRコードからアクセスできます。



Tel. 050-5541-7171(共済相談室)

【受付時間】 平日:午前9時～午後6時